

## 熱海市公募型見積合せ執行公告

下記の業務委託について、見積合せを行うので、熱海市契約規則（平成20年熱海市規則第16号）第7条の規定に基づき公告し執行する。

令和6年2月21日

熱海市長 齊 藤 栄

### 記

- 1 見積合せ執行者 熱海市長 齊 藤 栄
- 2 見積合せに付する事項
  - (1) 見積番号 まち(委)見積第6号
  - (2) 業務委託名 不正盛土対策衛星画像判読調査業務委託
  - (3) 委託場所 熱海市内
  - (4) 委託内容 不正盛土対策衛星画像判読調査
  - (5) 委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
  - (6) 予定価格 事後公表
- 3 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 熱海市建設工事等競争入札参加資格「測量・建設コンサルタント」に登録があり、登録部門・希望業種の測量（測量一般）及び測量（地図の調整）の希望があること。
  - (3) 静岡県内に営業所を有すること。
  - (4) 過去10年以内に静岡県内における地方公共団体発注の衛星画像の利活用業務の完了実績を有すること。
  - (5) 配置予定主任技術者は技術士（森林部門-森林土木、森林部門-林業、総合技術管理部門（建設-都市及び地方計画）、建設部門-都市及び地方計画）のいずれかの資格を有し、衛星画像の利活用業務の実績を有すること。
  - (6) 関係法に基づく所管省庁の監督処分を受けていないこと。
  - (7) 熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年熱海市告示第49号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- 4 見積合せ仕様書等の配布（閲覧）期間、配布方法
  - (1) 配布期間 令和6年2月21日（水）から見積合せ執行日前日まで
  - (2) 配布方法 熱海市ホームページ等により配信する。
- 5 見積合せ参加資格確認申請書の提出  
見積合せに参加を希望する者は、次により申請書を提出すること。  
ただし、見積合せ参加資格の確認は、見積合せ前に実施する見積合せ参加資格の詳細な確認を以って確定するものとする。
  - (1) 提出期間 令和6年3月7日（木）まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時  
郵送、FAX又は持参してください。  
※期限に間に合わないものは無効とします。
  - (2) 提出書類 見積合せ参加資格確認申請書及び指定添付書類（詳細は公募型見積合せ説明書による。）

- (3) 提出場所 熱海市中央町1番1号  
熱海市役所 観光建設部 まちづくり課都市計画室  
電話 0557-86-6383  
FAX 0557-86-6416

## 6 見積合せ手続等

- (1) 見積書の提出 持参による見積合せを行う。
- (2) 見積合せ執行日時 令和6年3月18日(月) 午前10時00分
- (3) 見積合せ執行場所 熱海市中央町1番1号  
熱海市役所 第1庁舎 3階 ミーティングルームA
- (4) 見積合せに必要な書類  
見積書、見積合せ参加資格確認通知書、委託費積算資料  
※委託費積算資料については、市から請求された場合提出できるようにすること。  
委任状(代表者から委任を受けた場合)委任状に押印した印鑑(認印)
- (5) 見積合せ保証金及び契約保証金
- ① 見積合せ保証金 免除
- ② 契約保証金 納付(契約金額の100分の10以上。)ただし、利付国債若しくは地方債等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 見積合せの無効  
本公告に示した見積合せに参加する者に必要な資格のない者の行った見積合せ、見積合せ参加資格確認申請書若しくは見積合せ参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った見積合せ又は建設工事競争契約入札心得において示した条件等見積合せに関する条件に違反した見積合せは、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積合せを行った見積者を落札者とする。契約額は落札決定額に消費税等相当額を加算した額とします。

## 8 その他

- (1) 見積書は、当市指定様式を使用すること。
- (2) 見積金額は、税抜き価格を記載すること。
- (3) 資格審査において、見積合せ参加資格がないと判断された場合等、熱海市契約規則第18条の規定に該当する者の落札は無効とする。
- (4) 虚偽の申請を行ったものは指名停止等の処分を行うことがある。
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 照会窓口は、熱海市役所 観光建設部 まちづくり課(電話番号 0557-86-6383)とする。
- (7) 令和6年度事業のため、契約締結は令和6年4月1日となります。